

信頼性のあるデータの自由な流通 (Data Free Flow with Trust) の  
相互運用のための制度的取り決め (Institutional Arrangement for Partnership) に関する  
グローバル産業界からの共同声明  
(参考和訳)

以下に署名する産業団体および非政府団体は、デジタルトラストを構築しながら、デジタル・ネットワーク上における越境データ移転を促進する、「信頼性のあるデータの自由な流通 (Data Free Flow with Trust/DFFT)」のビジョンを実現するための Group of 7 (G7) 政府の取り組みを支持します。

我々は、国境を越えてデジタル・ネットワーク上で情報にアクセスし、送信が可能となることが、サイバーセキュリティ、デジタルトランスフォーメーション、環境の持続可能性、金融包摂、健康、イノベーション、プライバシー、そして貿易に関する政府の政策目標を支えると考えています。

残念ながら、経済協力開発機構 (OECD) は、国境を越えたデジタル・ネットワークを介したデータ移転の実現を損なう政策が 800%増加すると計算しています。OECD の 2023 年度のサービス貿易制限性指数 (Services Trade Restrictiveness Index) では、このような政策の平均累積増加率は 2022 年には 2021 年の 5 倍 となり、国境を越えたデータ移転に対する障壁が制限のトップになったと説明しています。

このような国境を越えたデータ制限の増加は、単に維持できないだけでなく、サイバーセキュリティリスク、気候変動、公衆衛生と安全、組織犯罪、不正金融、その他多くの国境を越えた課題に対処するための世界共通の目標とは両立し得ないものです。国境を越えた情報交換を許可するという共通のコミットメントがなければ、環境、経済、健康、安全、セキュリティ等、様々な脅威から身を守るための、我々の総合的な能力は大きく低下することになります。

したがって、我々は G7 参加国に対し、DFFT を推進するための具体的なアプローチを検討し、その中に以下を含むことを求めます：(a) 経済圏間のデータ移転政策や国際基準との整合性を保つこと、(b) グローバル越境プライバシールール (CBPR) フォーラム等の越境データの相互運用性の制度を推進し強化すること、(c) 主要分野におけるデータ移転の重要性と制限をかけることで生じるコストの分析をすること、(d) OECD の「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言 (Declaration on Government Access to Personal Data Held by Private Sector Entities)」を全体で支持すること。

我々はまた、G7 参加国に対し、デジタルトラストに対する官民のコミットメントを支持するよう求めます。デジタル・ネットワーク上でデータが途切れなく流れるという前提を支持することを政府が阻害すべきではありません。また、政府は、保護主義的な目的や必要以上に制限的な措置によってデータ移転を制限すべきではありません。最後に、政府は、利害関係者の関

与、透明性、説明責任、優れた規制慣行との整合性を取り入れることで、デジタルトラストを支援すべきです。

G7 参加国のアクションを補完するために、民間事業者は、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、財務の透明性、その他の規制遵守目標に関連した強力な内部統制の採用を含め、デジタルに対する責任を高い基準で遵守することにより、デジタルトラストを促進することができます。個人データ保護に関連して、民間企業は、いわゆる「責任の原則（accountability principle）」を遵守すべきです。これは、データが最初に収集された国以外の国に転送された場合でも、データが引き続き保護されることを保証するための手順を組織が実施するものです。責任の原則は、OECD によって最初に策定され、その後、EU の一般データ保護規則（GDPR）、カナダ、日本、英国、その他多くの国のプライバシーの枠組みに統合されました。

上記の観点から、我々は、DFFT を推進一損なうのではなく一するべく、慎重に策定された「相互運用のための制度的取り決め（Institutional Arrangement for Partnership）」の考えを支持し、G7 参加国間で共有する以下のコミットメントを反映することを求めます：

1. 国際的なデータ流通を途切れさせず、その責任に関し高い基準を掲げることを推進する国際および国内ルールを支持する。
2. データの国際流通に影響を与える可能性のある国内措置は、以下の通りとすることを確認する。
  - a. 透明性があり、説明責任のある方法で策定されること
  - b. 非差別的であること
  - c. 合法的な目的を達成するために必要であること
  - d. 関連する国際基準との整合性を保つこと
  - e. 他国の法的枠組みと相互運用性があること
3. 特定の技術の義務付けを避けること。特に、厳密な費用対効果分析が行われていない場合、また、課される義務が国際基準に基づかず、市場の状況を歪める可能性がある場合は、避けること。

データ移転が経済、環境、教育、健康、プライバシー、安全、セキュリティ、その他の重要な越境データ政策の必要条件を支え続けることができるよう、「信頼性のあるデータの自由な流通（Data Free Flow with Trust）」を促進する G7 参加国に感謝します。

1. ACT | The App Association
2. American Council of Life Insurers
3. Asia Internet Coalition
4. Australian Services Roundtable
5. Biotechnology Innovation Organization | BIO
6. BSA | The Software Alliance
7. Canadian Chamber of Commerce
8. Center for International Economic Collaboration
9. Coalition of Service Industries
10. Computer & Communications Industry Association
11. Computing Technology Industry Association
12. Confederation of Industry of the Czech Republic
13. Consumer Technology Association
14. eco - Verband der Internetwirtschaft e.V. (eco – Association of the Internet Industry)
15. European Games Developer Federation
16. European Services Forum
17. Global Data Alliance
18. InfoBalt Lithuania
19. Information Technology Industry Council
20. International Chamber of Commerce
21. Japan Information Technology Services Industry Association
22. Japan Electronics and Information Technology Industries Association
23. Japan Machinery Center for Trade and Investment
24. Japan Services Network
25. MedTech Europe
26. National Foreign Trade Council
27. Pharmaceutical Research and Manufacturers of America
28. Software & Information Industry Association
29. TechUK
30. TheCityUK
31. TECHNATION Canada
32. The Japan Business Council in Europe
33. U.S. Chamber of Commerce
34. U.S. Council for International Business
35. World Innovation Technology and Services Alliance